
平成27年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

平成27年6月16日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成27年6月16日 午前8時57分開議

- 日程第1 一般質問 7. 庭田 英明 議員
8. 中田 元 議員
9. 藤升 正夫 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 庭田 英明 議員
8. 中田 元 議員
9. 藤升 正夫 議員
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中谷 勝君 副町長 …………… 岩本 一巳君

教育委員長	……………	花崎 訓恵君	教育長	……………	石井 澄男君
教育次長	……………	坂田 浩明君	総務課長	……………	赤松 寿志君
企画課長	……………	深川 仁志君	税務住民課長	……………	齋藤 明久君
保健福祉課長	……………	宮本 泰宏君	産業課長	……………	山本 秀夫君
建設水道課長	……………	光長 勉君	柿木地域振興室長	……………	三浦 憲司君
出納室長	……………	青木 一富君			

午前8時57分開議

○議長（安永 友行君） それでは、本日、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

7番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） おはようございます。2点、通告してありますので、順番に質問をいたします。

先般と申しますか、3月定例、またはこのたびの定例でも、多くの同僚議員の方が質問されていますので、ダブるところもあると思いますが、お答えをいただきたいと思います。

まず、定住促進について、推進についてを質問いたします。

今、創生会議は地方創生ということで、人口対策を主とした施策を国、県、そして地方に促しているわけですが、私は前から申しますように、地方の自治体の生き残りというのは、国や県が主導するまでもなく、みずからその自治体の方向性を決めて、そして歩むべきだと考えておりますので、このまち・ひと・しごと創生会議の趣旨というのは、余り好きではありません。私的な意見ですので、どうちゆことないんですけど、それよりはこの町、吉賀町は本当にどうやって今の人口減少を食いとめて、次の世代にバトンタッチをしていくのか、そのことを真剣に考える時期に来ていると思います。

そういう意味では、この総合戦略をきちっと立てて、国、県が主導するのではなくて、この町がみずから主役となって戦略を立てていく、そういう姿勢が必要ではないかと思っておりますので、まず、そのことを申し上げておきます。

このような人口減少というのは、思い起こせば、既に30年代の高度成長期から始まっておっ

たわけでありまして、我々団塊の世代が金の卵ともてはやされまして、各都会に散っていったわけですけど、そのころから既に地方の疲弊は始まっていたわけでありまして。

この定住というのは、人口対策もあるんですけど、私が定住というのをなぜしつこく、しつこく質問するかと申しますと、あくまでも定住は目的ではないわけでありまして。今、サクラマスプロジェクト、いろんな事業が立ち上がっておりますが、最終的にUターンの方、そしてIターンの方、もちろんこの高校卒業して、ここに定住される方、そういう方は本当に豊かさ、物心ともに豊かさを感じて、幸せを感じて住めるまちづくり、そういうまちづくりが最終的な目標でありまして、定住だけがひとり歩きする、そういうことはあり得ないと考えております。

そこで、まず企画の取り組みをお聞きしたいと思います。昨年、空き家活用型移住促進住宅貸付事業というのが、事業が発足したわけですけど、そのときの企画課長は、今は教育長になっておられるわけですけど、目標を聞きました。年間で10戸、10年間で100戸の住宅を整備するんだというお話でしたけど、少しオーバーかなと思ったんですけど、こういう目標を立てるといことは、それに向かっていろいろな施策をつけ足しながら、努力していくということにつながるんだと思います。

今、吉賀町、いろいろいい計画は出てるんですけど、その実施計画、数値目標というのが、なかなか目に見えないところがあります。

きのうも邑南町の例が出ましたけど、邑南町では農林商工等連携アクションプランというのを11年から15年まで作成しております。その中で、あそこは有機農業を中心とした、食によって小さな起業家を育てようというプランもあるようですけど、例えば食と農に関する起業家は5人、定住人口は200人、観光入り込み客数100万人という設定をして事業展開しているようです。

13年度の実績が農家民宿・農家レストランで24人、定住人口は128人、入り込み客数が92万となっております。新聞からの抜粋ですので、このとおりになってるかどうかというのはわかりませんが、しかし、目標を立てるといのは、それに向かって、先ほども言いましたように努力をしていく。そのための目標であろうかと思っております。

つきましては、今定住対策いろいろ住宅なり、いろいろな面で動きがあるわけですけど、企画の中で年間の移住者の受け入れの人数の数値目標、あるいはそれに対しての住宅の確保、また起業家の支援等、そういういろいろな面で数値目標を設定して事業展開をしてるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それと、一つずつ聞いても時間的に少し迫ってきますので、2番目の住について少し関連がありますので、一緒にお聞きしたいと思います。

今言われてるのは移住者を受け入れる、または定住対策として、地方に本当に必要なのは雇用

より住まいだと言われております。雇用も当然大切なわけでありまして、地域に根づく人は、雇用されるより仕事を生み出す人材であります。

3月23日の、これは首長アンケート、これ全国の首長に地方創生、地方統一選挙前に地方創生等について聞いたことなんですけど、中谷町長もこの中で人口減や少子化対策について、雇用と住宅の確保は困難であると答えられております。

今、吉賀町は空き家の活用というのを主にしていると思うんですけど、もう少し、我々がなぜ定住対策を推し進めなければならないかということは、空き家を出さないためのまちづくりをするのが目的であろうかと思えます。空き家がふえるから、それを活用してどんどん使うんだという考えは、少し地方創生、新しい町をつくっていくという理念にはそぐわないような気がいたします。

そこで、私はいろいろな町村の取り組みなどをもう少しまねと言うんではありませんけど、いいところを利用して、小さなキットハウスを建てることを奨励したいと思えますけど、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、庭田議員の定住の推進をという御質問でございます。それとあわせて、住宅の確保といったことでございますけれど、議員がおっしゃいますように、国、県によるものでなしに、当然みずからが生きる町はみずからがつくり上げていくということで、これまでもやってきておりますし、これからもそうしていくべきであろうというように思っております。

こうして地方創生ということが叫ばれるようになりましたのは、皆さんも御存じのように、日本創成会議がいろいろな調査をしながら公表して、昨日も出ましたような高齢者の移住については、どちらのほうがいいかどうかというような話、また最近では東京都におきましては、東京五輪が終わった後は高齢化が急速に進むのではないかなというようなことを言っておられます。

そうした確かに数字を上げての状況というのは、大切なことだろうと思えますけれど、ただそれに惑わされるんでなしに、地道にこれまでやってきたまちづくり、そうしたものを継続していく必要があるだろうというように思っております。

そして、国のまち・ひと・しごと創生本部からそれぞれの自治体の人口現状を踏まえまして、人口の将来展望を定める地方版の人口ビジョン、そして人口ビジョンに基づいた目標や施策に関する基本的方向等を定めるという地方版総合戦略を、この秋までに策定するということが求められてるところでございます。これに基づきまして、吉賀町におきましても、現在、人口ビジョンや総合戦略の策定作業を進めておるところでございます。

また、吉賀町におきましては、通告にはございましたけど、御質問ございませんでしたけれど、

昨年末の27年度予算編成におきましては社会増への対策、これまでやっておったようなものの予算、また自然増への対策、人口減への対策、地域活性化創生への対策、そういった4項目を吉賀町版地方創生対策の取り組み方針といたしまして予算要求をしていただき、その中で41事業を地方創生対策事業としたところでございます。

したがって、26年度補正予算や27年度当初予算につきましては、創生対策事業につきましては人口ビジョン、総合戦略を策定する前に予算化したもので、年次計画や数値目標を反映したものとはなっておりません。

また、これまでもあまして定住対策やっておりますけれども、議員が先ほど例示されましたように、何人を定住、入り込み客が何人、観光でこれだけの雇用を目指すのは何といったような数値目標といったようなものは、設定しないでやってきたというのが現実でございます。

そういった地方創生対策によりまして、そうした指数を、指標を出すようになっておりますし、重要業績指標といったものも設定しなければなりませんし、またこれの達成率といったものも、国から求められておりますので、これからは創生戦略、総合戦略に基づきまして目標設定をしながらやっていかなきゃならないだろうというように思っております。

これまでもやってきたこと、生成過程が違う2つの村と町が合併した新しい町でございますので、それぞれの特性を生かしていかなきゃならないであろうというように思っております。旧六日市におきましては、企業誘致を行いながら農業を進めてきたという、農工並進という形でやってきました。旧柿木村におきましては、農林業を中心とした、そういったものをどのように調和するかということでございますけれども、例えば柿木のほうで営林署等の山の仕事、そして建設業、そういった事業が衰退した中、こうしてこれまで企業誘致をしておった企業へ柿木地区から勤められるというようなことで、私がこれまでやってきたことについては、時代というものは変わっておりますので、変わっておりながら、そういったことで補完できるということで、間違いではなかったというように考えておる。

そういった中で、これからも雇用の場というのは必要でございますので、企業誘致といったようなものは進めていかなきゃならない。そうした中でこうした地の素材、資源を生かした起業といったものもしていかなきゃならない、そのように考えております。

こうして地方創生、地方版総合戦略を立てなければならないわけでございますので、そうした意味で、これから数値目標というものを設定することへは、それに対する努力といったことが必要でございますので、数値目標を定めるということは必要でございますので、そういった形で当然対応していかなきゃならないというように思っております。

また、住宅でございますけれども、人は仕事と住むところがなければやれませんので、住宅施策というのはやってきております。町営住宅につきましては公営住宅、また若者定住促進住宅、特

定優良賃貸住宅、また定住促進住宅におきましては、住民の生活安全のために大変寄与しておるというように思っておりますし、これら住宅にそれぞれの入居基準が設けられておりますので、退去により空き家が生じた場合におきましては、そういった基準に当てはまった人を入れていただくということで、希望者が複数あれば抽せん等で行っております。お一方であれば、抽せんなしにそのまま入っていただいております。

また、IターンやUターンなどの希望者に対しましては、定住促進住宅を中心に、条件に当てはまれば入居の許可をしておるところでございます。平成26年度完成いたしました特定優良賃貸住宅七日市団地、これにつきましては定住施策として家賃を7年間引き下げる措置を講じております。

これにつきましては、普通よりちょっと狭目の建物をつくっておりますので、以前もお話したと思いますけれど、子どもさんが2人、3人となれば手狭なので、自宅なり、またどこか土地を求めて、新しい家を求めていただけるような、仮住まいといいますか、そういったことを7年間家賃を引き下げながら、その間、新しい家をつくっていただけるようなこと、またそうしたことをしていただけるならば、これまでも行ってきましたけれど、新築された場合の住宅ローンの金利を10年間2分の1、町が保障しようという、補助しようという制度もつくっております。

七日市の団地につきましては、この7月より入居募集いたしますけれど、これが手狭で非常に、入られる方がこんなものではということであれば、これ改めていかなきゃなりません。一度決めたら、これで行くんだということにもなりません。柔軟性がなきゃなりませんので、まず入っていただいて、その状況を見ながら、御意見を聞きながら、次の住宅政策にはつなげていかなきゃならないというように思っております。

また、議員がおっしゃいましたように、確かによそでいいことをやっておれば、私は当然見習ってやる必要があろうかというように思っております。美郷町でああして20年間住めば、土地と住宅を貸与するという制度をつくって、30戸ぐらいつくったように聞いておりますけれど、今津和野町が4戸ですか、つくっております。

これにつきましても、美郷の町長、私、よく話すんですけど、この制度につきましても、何か難点があるような話も聞きましたので、そういったところを聞きながら、本当にいい制度であれば、そうやって建てて、提供するということは必要であろう。

美郷の場合は、地区から用地を選定されて、そういったところへ地区からの希望というようなことでやっておられるようでございますけれど、これをUターンなりIターンされた方が、この地域で土地を求めて、家を建てたいので、そういった制度はというようなことも、今後は検討していく必要があるのではなかろうかというように思っておりますけれど、議員おっしゃいますように、定住には仕事と家屋、またそれ以外にもいろんな福祉施設、また病院なり保育所なり、そ

ういったものをきちんとしていく必要があるというように思っておりますので、定住につきましては総合的な見地から検討していく必要があるというように考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 住宅に関してですけど、これ御答弁は要りませんが、少し参考にしていただけたらと思います。

今、吉賀町はいろいろな住宅建ってますけど、移住者の方は、次の質問にもありますけど、圧倒的に有機農業がしたいとか、食の安全を求めてここに入ってこられるわけでありまして。

吉賀町で生まれた若者が住むには、今、町が推し進めておる住宅政策は、それはそれでそぐうとるんだと思いますけど、農業をしたいという人は、小さな家でもいいから、へりに農機具が入れられるつくりが欲しいとか、いろいろな要望があるわけでありまして。ですので、少し今、町がやってる住宅政策とは違う面があるように思っております。

詳しくは申しませんが、岡山県の西粟倉村では、未完成の箱と言いまして、キットハウスと思うんですけど、地元の材を使って、きちっとした家をつくって、内装は中に入る人が全部やるというような取り組みをしています。

また、岩手県の住田町というのは、ここはほとんどの森林が人工林という町だそうでありまして、百年の森林構想というのを立てまして、ここもキットハウスを三セクでつくってます。価格に対してはいろいろな説があるんですけど、ネットで引きますと250万円、聞いた話では400万円ぐらいかかるんじゃないかということでありまして。

これは震災の住宅として、自分の町の間伐材を利用して組み立てのハウスをつくっているということでありまして。自衛隊のイラクのサマーワに、テントではつらかろうというんで、そういうハウスをつくったわけですけど、それはいい話にはならだっらしいんですけど、今93戸の仮設住宅をつくってます。

これはおもしろい取り組みをしてまして、共有の森ファンドというものをつくりまして、一口5万円、423人で4,205万円集まったそうでありまして。今、ユカハリタイルというのを3万枚ぐらいつくって、結構な雇用なりを生み出しているという町であります。

いろいろなおもしろい取り組みをしますので、ぜひ参考にして、安い家を、できたら上流から、上流から建って行って、その地域、地域に活力を戻すような政策をしていただきたいと思います。

きのうも出ましたけど、ふるさと納税の活用とかクラウドファンディング、または建設業者との連携、こういう遊休地を貸し出してやるとか、半分ずつの資金でやるとか、いろいろな取り組みをしておられる町村がありますので、ぜひ御参考にしていただきたいと思います。

島根県の市町村別、年齢別人口動態というのがあるんですけど、2005年と2013年の

転入、転出の比較を見てみますと、増加率ということなんですけど、これが県下で吉賀町が一番だそうであります。数ではなくて率ですので。

この主な原因は、有機農業ということであります。当町もまちづくり計画の中に有機農業の推進ということを書いてますけど、きのうの答弁にもありましたように、農業の推進は言われますけど、有機農業の推進は、きのう有機という言葉は一言もありませんでした。されてないという意味ではなくて、顔にいろいろな、先ほどもありましたように、取り組み方が違いますので、それはそれで理解はできるんですが、今、良より質、規模より、スケールメリットの経済より価値の経済に転換されていると言われてます。

そんな中で有機農業は、この小さな、耕作面積も少ない町村にとっては、ぜひ力を入れなければならない。そして上流は、本当にきのうも町長の話ありましたが、きれいな水を下流に送る、そういう源でなくてはならないと思っております。26年度の問い合わせが125件あったそうでありますけど、その多くが有機農業と食の安全だと言われております。

加えて米価の下落、米をブランド化されるんだという意気込みは、当然大切なことなんですけど、米価の下落、大規模農家ほど今経営に苦しんでおります。小さい農家は、それはそれで、飯米農家は売らないわけですので、ゼロ円になろうがどうしようが、痛くもかゆくもないわけですが、それをなりわいとしてるとこは大変な打撃を受けております。

ちなみに、全算入生産費、これは資本率とか地代を入れた10アール当たりの生産費なんですけど、日本全国で13万4,000円、平均がですね。60キロ当たりの生産料が1万5,000円だそうであります。

ちなみに、今農協の仮払金が4,600円ですか、当然つくればつくるほど損をするということでもあります。ブランド化もいいんですけど、そのブランドを有機農業というブランドにする考えはないかお聞きします。

といいますのは、今ここに中谷町長と移住者の意見交換会資料というものを、これ13年の1月10日ですので古いんですけど、いただいております。その中で、有機にふさわしい町にしていきたいという要望があります。この方は米をつくって自分で販売されております。結構な値段で販売されるわけですけど、そこに個人ではなくて、町が有機という看板を大々的に掲げると、さらに信用度は増すわけでありまして、これも一つの農家を育てるという、行政ができる施策ではないかと思っております。

有機農業推進計画がようやく、2回目の有機農業推進計画ができたそうでありますけど、いろいろ立派なことを書いてあるんですけど、それをどうして実現していくかということは書いてありません。ぜひ、そういう数値目標を入れるべきだと思っております。

半農半Xもあわせて推進すべきだと思っております。農というのは小さな農業であります。X

は天職、使命、またはライフワークを示すそうであります。ここも今300万円の壁というのがあるそうでありまして、300万円を超えるか超えないかで、結婚ができるかできないかという、所得の線引きもあるようでございますけど、中山間地域研究センターが中学卒業までの所得は幾ら必要かというのを出しています。250万円から300万円必要だそうであります。市町村目標は農で100万円、Xで200万円ということであります。

ここも農を小さな農、しかも有利と言ったら語弊がありますが、消費者の健康を考えて、自分も健康になる、そういう農業。そして、Xは、次に出来ますけど、いろいろな天職、自分が持っている才能とか使命とかライフワークが生かせるようなX、そういう仕事をどのようにして見つけて生み出していくのか、それをどう支援するのか、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員がおっしゃいましたように、Iターン、特においでになる方は有機農業に関心を持って、食の安全ということでおいでになってる方がほとんどであろうということは認識しております。

ただ吉賀町の農業、それじゃ有機農業だけなんだということにするということになると、非常に、先ほど申し上げましたように、町の生成からいいますと、吉賀町はああして田んぼで米をつくっております。あれだけの圃場整備と大きな区画の水田を全て有機でやれるかというのと、とても今のような、ただ今の水田をいかに維持するかというような状況も出てきておる中でございますので、そういったところを有機をやられる方がどんどん引き受けて、有機農業でやられるかというのと、なかなかそういうことにもならないだろうというように思っております。

綾町あたりは、宮崎県ですね、そういった形で売り出しをしております。綾ブランドということで、国に先駆けて数値目標設定して、農薬を3年前から使っていないところでない認めないとか、いろんなことをやっておりますけれど、吉賀町の場合は全てを有機の米なんだ、有機なんだということには、なかなか今までやっておられる方が、それじゃそれで栽培できるかということになると、なかなかできない状況。野菜とかそういったものはこちらでも、六日市のほうでもやっておられますけれど、なかなか水稻までということは難しい状況があります。

そうした中で、それじゃ吉賀町の農業は全て有機なのだというような大きな看板をかけてやれるかというのと、片方でそうやって農薬使いながらも、使ったものが出ておれば、看板に偽りがあるじゃないかということになりますので、私はまだそういったような段階、状況にはないというように思っております。

また、若い方がおいでになって、先ほどもいろいろ半農半Xの部分でございますけれど、半農ということで県が十四、五万円の助成を月々やっておられます。先般、ケーブルテレビ見ると、募集されておるのは給与11万円というような状況ですよね。そういった中に、半農半Xの中で

どれだけのものを後から得られるかということになると、それなりの個人の才能なり環境なり、そういったものがあるかと思えますけれど、そういった状況の中で御相談していただければ、いろんな分野での、職業紹介もやっておりますし、加工等の支援もしておりますし、そういったところで補完していく以外、ないんじゃないかなというようには考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） Xの部分は、雇用もありますし、起業ということもあります。先ほど出ました邑南町あたりでは、地産地消の中で、食と起業を結びつけてやっておられるような例もあります。ぜひ、小さい仕事、しかも女性ができるような仕事、そういうのを町のほうでも考えて、施策の中に取り入れていくべきだと考えておりますので、御検討をいただきたいと思えます。

4番目の質問です。IT関係の質問なんですけど、先般、光のインフラの整備の予算が通りました。このたびも高尻の保育所の改装と申しますか、改築の予算が出ております。バリューアップジャパンが誘致、なぜできなかったのか、今後のことも含めて御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 4問目の質問でございます。企業誘致対策につきましてということで、9番議員の河村由美子議員からも御質問がございましたが、島根県が行っております企業立地促進助成金、本年度から町で行っております企業立地促進助成制度など活用しながら積極的に推進し、雇用の場の確保に努めてまいりたいというように思っております。

企業立地促進事業制度の概要につきましては、本年2月6日に行いました全員協議会で説明させていただいておるところでございます。

今回補正に計上しております企業誘致対策事業費の施設修繕料につきましては、議員が先ほど申し上げましたように、私どもが説明しておりますように、旧高尻保育所を事務所として利用するための改修経費でございます。

旧高尻保育所につきましては、昭和63年に国の補助を受けて保育所として整備したものでございますけれど、この5月に財産処分の確認ができたということで、今後の誘致企業等の事務所として活用したいという考えで整備をするものでございます。

現在のところ、開設企業の決定には至ってはおりませんけれど、今後引き合い等があれば速やかに対応する必要があるということで、今回計上させていただきました。冒頭説明いたしましたように、制度の活用にあわせて企業立地の促進を行いたいというように考えております。

IT関係でありますと、光を整備しなきゃならないということで、先般も予算化をお願いして、御批判もありましたけれど、予算化をさせていただいて、これにつきましては着工をということ

で担当課、NTT等での話が進んでおるところでございます。

また、津和野町のほうへ立地いたしましたバリューアップジャパンがなぜこちらにということ、これにつきましては以前、斎藤議員が御在籍のころ、盛んに言っておられましたけれど、事業計画が全く提出されておられませんでしたし、私どももどういふ方がおいでになったかは知りません。担当課での対応をされて、私どもの報告では事業計画が上がってこない。

そういった中でコールセンターをやりたいということなんですけど、コールセンターということであれば、人、また施設はそれほど要らないわけでございますけれど、ましていろんな企業が出資というのか、出てきてすぐ撤退という、それほどの施設が要らないので、事業計画も出ないようなものは進められない。

そうした中で、どうしたインセンティブが吉賀町で見られるのかというようなことがあったようでございます。私のところへ直接は来ておりませんが。そうした中で早くしないとIT関係は仕事が早いんだと、あと早くしないと徳島のほうへ行くぞという話だと。私は、てんびんにかけて、吉賀町にそれじゃどれだけのインセンティブがあるのかということと、てんびんにかけてやられるような企業というのは、果たして信用できるのかというような思いがあったので、それなら徳島のほうへでも行っていただいても仕方がないんじゃないかというようなことは、内部では話しました。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ケーブルも流れてますので、この件はこのぐらいにしておきたいと思います。どちらにしろ、これからもこういう問い合わせ等はあると思いますけど、お互いが腹を割って話し合い、そしてフィフティ・フィフティなわけですので、どっちが得をするということではなくて、この場所を使っただけで雇用なり起業なりをしていただくということですので、そこら辺のところは、もう少し対話を重ねていくべきじゃないかと私は思っております。終わります。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 私ども全く対応してなかったわけではございませんで、担当課では対応されておりましたということで、先ほど申し上げましたように、私どもが求めるものが出てこなかったということでございますので、今もいろいろ話が出ておりますけれど、きのうも担当課と話したんですけど、とにかく事業計画をしっかりと出していきたいということで、それが出ればしっかりと支援をしてくださいということは言っておりますので、そういった対応は、私は十分に担当課はやっていただいておりますというように思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 次に、教育委員会に通告してあるので聞きたいと思います。高

校の支援についてということでありまして、私は今、中高一貫教育がなされているわけですが、これを否定するものではございません。ですが、高校に環境コースとか設置されたわけですが、教育というのは生まれたときから始まるわけですが、小さいころから本当に吉賀町のことをわかって、郷土愛を育てて、そして幼稚園、小学校、中学校、高校と、高校はここでは最高学府ですので、高校まではぜひ、そういう一貫的な教育をするべきだと思っております。

中高一貫を否定するものではございませんけど、人口推計等見ますと、17年にゼロ歳から14歳までの子どもさんが17年には893人ということですが、28年には513人、これ推計ですけど、多少の変動はあると思いますが、なるわけです。この中で高校生になる方が中高一貫をして、今掲げてるように80%、90%の方が吉賀高校に行ったところで、これは定員割れになるわけでありまして、私は少し、もう少し掘り下げた、16年度から小中一貫の制度も、今、特例で認められてますけど、今度は町村の采配でできるようになります。ということで幼小中高、この一貫の教育体制をつくるべきじゃないかと思っておりますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） それでは、庭田議員の高校の支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、町の将来を担う子どもたちの育成には、郷土愛を育てることにあるという議員の考え方に賛同するものでありまして、町の教育ビジョンにも、学校教育目標として、そのことは掲げてございます。

また、先ほどの質問の中にもございましたけれども、平成13年度から行っております中高一貫教育の基本構想にも、3本ございますけども、3つの重点項目の1つに、ふるさとを愛する生徒ということ掲げているわけでございます。

そしてまた、吉賀高校の学校経営方針の中に、地域に根差した中高一貫教育を推進する県立高校として、地域や保護者との連携を密にし、地域や保護者から信頼される、魅力と活力のある学校づくりを教職員組織で目指しますと、こういうことが掲げてございます。このことにおいては町教育委員会、あるいは吉賀町、そして学校、吉賀高校、中学校、この郷土愛を育てる子どもたちという理念につきましては、一通りの一貫性があるというふうにも思っているところでございます。

先ほど中高一貫教育を否定するものではございませんがということございました。13年にわたる中高一貫教育の推進でございましたから、基本構想が忘れ去られて、事業消化型に近い連携になっていた、そういう感も、私、昨年1年経験をして、率直なところ、あったかと思えます。

こうした状況について、昨年基本構想について、改めて中高教員に再提起を行ってまいり

ました。あらゆる場所で議題にし、議論をしてきました。こうした取り組みの中で、今年5月の中高一貫の合同会議、合同会議は教職員全部出るわけですが、そこでこの基本構想の存在を知らない、あるいは読んだことがないということを手挙げ方式で私は確認をいたしました。うれしいことに、1人も読んだことがない、見たこともないという方はおられませんでしたが、昨年はこのような状況ではございませんでした。

そしてまた、その会議において、18年に合併ございまして、そのときに基本構想が改訂になってるわけですが、それ以降、学習指導要領、あるいは吉賀町のサクラマスプロジェクトの事業の推進ということで、さまざまな変化があったにもかかわらず、この構想が見直しがされておられません。各学校、そして吉賀町の実態に合った見直しを、この中高の教員によって行おうということが、みずからの手で提案がございました。非常にうれしく思っております。

このように中高一貫教育について、いろんな変遷があったことは認めるところでございますが、現在においては、中高教員が自分たちで目指す方向性を確認し、活動の機運が高まってきたというふうには私は、甘いかもしれませんが、思っております。また、そういうふうには先生方も変わってきたというふうには思ってますということで、さらにこういった動きを進めていきたいというふうには思ってます。

先ほどありました小中一貫教育、あるいは幼小中高一貫のことでございますけれども、これにつきましては教育ビジョンに載せているところでございます。小中、中高といったところは、細切的に連携は今やっておるところでございますが、議員御質問のとおり、保あるいは幼小中高、これを一通しにしたところの一貫性というものは、悲しいかな、達成できてなかったというふうには思ってます。

したがって、さまざまな文科省のほうでも取り組みがなされておりますし、そういうことで今回のサクラマスプロジェクトの中でも新しい事業を提案いたしました。保育所、小学校、中学、高校が取り組めるサクラマスプロジェクトの提案をしました。これは幼小中高一貫に取り組むための一つの手だてでもあったわけでございます。

そういったことで、まだまだ取り組みは途中でございますけれども、その方向で行っていきたいというふうには考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） また邑南町の例で大変悪いんですけど、邑南町は11年に日本一の子育て村構想というものを打ち出しております。10年に18歳以下の子どもさんが1,660人、16年に1,700人、21年に1,800人という目標を立てて、定住対策と絡めながら、このことをやってきております。

これは矢上高校の存続のための施策であります。70%の方が進学という高校だそうでありま

して、今、先般も放送されてましたけど、東大生とネットを使った授業を週一、二回行って、結構高いレベルの高校じゃないかと思ってますけど、それはそれとして、何を言いたいかといいますと、そもそも県立高校、これを教育委員会が担当するのが適当かどうかというお考えをお聞きしたいと思います。

といいますのは、子どもを教育する立場と、それを維持する立場は少し違うんじゃないかと思っております。教育委員制度もそうなんですけど、私はまちづくりの大きなくくりの中で、高校の位置づけをどうするかというのを決める、それは町長部局ではないかと思っております。これ私の思いですので、答え、教育長でも教育委員長でもどちらでもよろしいですので、御答弁をいただきたいと思っております。

それと、高校魅力化のためにはコーディネーター、専門のコーディネーターを引っ張ってくる必要があるんじゃないかと思っております。今のコーディネーターの方がどうのこうのじゃなくて、さらに新しい高校を目指すのであれば、そういう動きもぜひしていかないと、このままでは少し、幾ら教師が頑張ろうが、町が頑張ろうが、少し不安なところがありますので、その辺のともあわせて御答弁をいただけたらと思っております。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

まちづくりにおける高校の位置づけということだと思います。この取り組みにつきましては、各市町村、取り組みがさまざまであることは御承知と思います。

先ほども邑南町の例がございました。そして、矢上高校の将来ビジョンの御提案もあります。これは邑南町がつくったビジョンでございます。邑南町が高校と町民とでこのビジョンを策定しました。

そのビジョンの中身は、地域の未来を握っているのは子どもたちであるということ。そして、その地域の人たちの願いや思いを夢に変え、その実現に向かい続ける人間を育てる使命を果たす高校の存続は、地域の未来であり誇りであるということで、このビジョンの策定に至っております。

御質問のように、県立高校でございます。教育委員会は今、高校の魅力化・活性化プロジェクトを担当しておりますけれども、これはあくまでも支援する立場でございます。そして、本町ではまちづくりの計画でありますとか地域振興という視点で、担っておりますのは企画課でございます。

ということで、まちづくりのそれぞれの違いがございますので、そこに至っては申し上げることが非常に難しいところがございますが、教育委員会はあくまでも県立高校を支援する立場として、これからも町長部局と連携を深めていきたい。そして、先ほどありましたけれども、教育委

員会から派遣をしているコーディネーターと協力をして、高校の魅力化づくりを行っていききたいというふうに思っています。

そして、その高校に派遣をしておりますコーディネーターでございますけれども、平成24年から25年、この2カ年につきましては、県が採用したコーディネーター1名と、町から——町からというか、教育委員会から派遣しておりますコーディネーター1名、2名で対応しております。現在は町の嘱託のコーディネーター1人でございます。

コーディネーターは非常によくしていただいておりますし、大変な御苦労があるということは重々お聞きをしております。先般の吉賀高校の後援会でも、コーディネーターの増員が必要ではないか、こういう御意見を保護者の方、委員の方からお聞きをいたしました。

増員につきましては、最近いろいろと調査、調べをしておりますが、他の高校では高校内に魅力化を担当する教員を設置した例もございます。教員が魅力化担当として、一緒に高校の魅力化・活性化の業務を行っている、こういうこともございます。先生方にそれだけの御負担を申し上げるのかということにもつながる話でございますけれども、それにつきましては今度、県の教育委員会、あるいは高校とお話をさせてもらって、協議を重ねていきたいというふうに今考えてるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員、所要時間が1時間になりますので、再質問はしないでまとめてください。

○議員（10番 庭田 英明君） ふるさと教育というのを提案したわけですけど、御存じのとおり、木頭村というのが、御存じだと思いますけど、ユズが有名なところですけど、ここに藤田恭嗣さんといって、メディアドゥの社長さんがここで起業、ふるさとを救うために会社を設立されます。黄金の村というんですけど、100人雇用して、将来人口を500人にふやすんだということであります。

時間がありませんので、長々とは申しませんが、大変苦労されて、東京で80億円の年商で今IT関係の仕事をしているわけでありまして、この人がふるさとに帰って、人口が減り続けるふるさとを救おうということで、いろいろな雇用なり起業なりを支援されております。ぜひこういう子どもが育つように吉賀町のいいところ、そこはしっかり教育していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、10番、庭田議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....
午前10時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

8番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それでは、本日、2点ほど通告しておりますので、まず介護保険制度について、第6期の介護保険事業計画について質問いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

介護保険制度は、平成12年に家族が背負っていた介護の社会化を目指して始まり、費用の1割を利用者負担、半分を介護保険料で、もう半分を税金で補ってきたと思います。

介護保険制度は、御承知のように、介護度が重たいほうより要介護5から要介護1、それから要支援2、要支援1と7段階に分かれております。

保険料は、制度当初は全国平均で65歳以上の月額、基準額でございますが、2,900円程度で始まっております。この4月からは全国平均も5,500円程度に膨らんでおるといふふうに伺っております。

吉賀町も前年というか、26年度までは4,800円ぐらいであった保険料が、この4月からは5,300円に上がっております。しかし、島根県下では、この5,300円も一番安いというふうに伺っております。そういうことで、町当局の努力に感謝するところでございます。

ちなみに、島根平均の介護保険料というとなり5,915円という平均値でございます。最高は6,760円というような、県下の町村もでございます。

昨年、介護保険制度が改正というか、改悪になるかもわかりませんが、この4月から実施されます。この議会でも特老のことにつきましては、いろいろありましたけれど、特別養護老人ホームの入所者としては、要介護1以上を対象としておりましたけれども、この4月からは新規の利用者という人は、原則要介護3以上となりました。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業として、介護度が軽い、先ほど申しましたように、要支援2とか要支援1の方のサービスの一部を4月以降、全国一律の介護保険給付から引き離して、段階的に町村事業に移行するというようになっております。

ちょっと古いデータになるかもわかりませんが、全国で1,579の自治体のうち1,069自治体は、段階的にいく中で、29年の4月に先送りしておると。ことしの4月から町村事業として行う自治体というのは、114自治体というような統計になっておりました。

そもそもこの要支援事業は、自治体ごとに基準や利用料というものを独自に決める総合事業と呼ばれ、介護事業所だけでなく、自分でできることは自分です、自助、それからNPOやボランティア等による互助を促進し、低価格でサービスを提供することが狙いと私は思っております。

す。

要介護の高い人には専門家による介護、要支援者にはいろいろな形のサービスを準備する。例えば買い物困難者には宅配サービス、独居の高齢者には見守り、ごみ出しなど、このように地域のボランティアの方々を当てにして行うということだろうと思っております。

ところが、地域にこういう方々がおられるかどうかということでございます。これが一つの問題ではなかろうかと思っております。

それと、このようになるということを町民あるいは要支援1、2の利用者の方、御存じなのかどうか。ことしの4月から行っている自治体もございますので、吉賀町はどうなんだろうかというふうに思います。

そして、吉賀町としては、この制度を何年度から導入する予定であるのか。一応3年間という猶予期間はあるわけで、29年の4月からですので、何年から一応導入する予定であるんだろうかということをお聞きしたいと思います。

最初に申しましたように、要支援2、あるいは1の軽度の方で、ホームヘルプ、デイサービスが対象であろうと思います。このことを町民が理解していなければ、町村事業として成り立たないのではないかというふうに考えます。

現在、ヘルパーやデイサービスを利用している方も、この事業に対象になるのかどうか。もしこの例外扱いがない場合、今デイとかヘルパーを使っておる方ですが、例外扱いがない場合は介護事業所、今は吉賀町では社会福祉協議会が主になって事業を行っておりますけれども、かなりの要支援者が通所、あるいはヘルパーのほうも利用されておるとは思いますけれども、別枠ということになりますと、運営がなかなか難しくなるのではなかろうかというふうに思っております。

ボランティアをお願いをするにいたしても、それなりの知識を有していないと、このボランティア事業もできないではないかと思えます。指導者の養成や、どういう内容の事業をするか。先ほどごみ出しとか、いろいろ言いましたけれども、そういうようなことをするのか。早速に計画づくりに取りかからないと、平成29年4月からの事業に間に合わないのではと考えます。また、どのような内容というか、計画になっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

これまで介護サービスの利用者が負担するのは、費用の1割でしたが、ことしの8月利用分以降は一定額以上の所得がある方、65歳以上の方でございますが、被保険者は2割負担となるということでございます。対象者は所得金額が160万円以上の人とお聞きしております。これらの方には8月ということで、もう既に通知は終了しているのかどうかということでございます。

また、所得でございますが、資産、預貯金とか有価証券、そういうふうな資産が個人で1,000万円以上あれば、これも2割になるというふうな形になるということでございます。これも夫婦とか、いろんな条件の中で違うかと思っておりますけれども、資産はあっても所得が少ない

という方もおられるかと思いますが、そういう方を助けるために補足給付ということがなされると、なされて、今もあるわけですが、そういうこともまた手続をしないと、8月からはかなり高額介護保険料払うというようなことになるわけですが、このようなことも通知済みなのかどうかというようなことを、今の町の進行ぐあいというものをお伺いしたいというふうに思いますので、6点程度、質問の中に入っておるかと思いますが、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、中田議員の介護保険制度の改正についてでございますけれど、平成27年度の介護保険改正につきまして、今後の住民の方々への周知の方法について説明させていただきたいというふうに思っております。

議員御承知のように、先ほどからおっしゃられたように、第6期の計画につきましては、介護予防への取り組みが義務的制度となります。この介護予防の取り組みにつきましては、5年、10年後の町のありようといいますか、そういったものを左右する重要な取り組みであるというように認識しておるところでございます。

御質問のように、住民への周知はどのようにしておるかということでございますけれど、現在、介護保険制度改正に関する利用ガイドを作成中でございます。7月中には全戸配布をして、皆様方に周知を図りたいというように考えているところでございます。

次に質問の介護予防・日常生活支援総合事業についてでございますけれど、具体的には要支援認定者のホームヘルプ事業とデイサービス事業とのことだというように思っておりますけれど、現在、吉賀町社会福祉協議会がホームヘルプ及びデイサービス事業を提供していただいております。総合事業への移行時には、吉賀町社会福祉協議会と連携を図りながらやっていくということでありまして。特にサービス単価につきましては、国、県とも協議をしながら、現行の介護報酬単価と同等で事業を進めていこうというように考えておるところでございます。

また、社会福祉協議会への指導や人材育成につきましては、一つの事業として現在、吉賀町社会福祉協議会に対してボランティア事業として補助金を交付しておるところでございます。この事業を通じまして育成されましたボランティアスタッフが社会福祉協議会のケアワーカーと協力しながら、総合事業の多様なサービスの提供を担っていただっていくということも、一つの手法であるというように考えております。

その他につきましては、高齢者の生活を支えていくためのさまざまなサービスにつきまして、関係する団体等と協議を行いながらサービス資源、議員、先ほどおっしゃいました、どうなんかと言われました、サービス資源を開拓しながら対処していくべきであろうというようなことでもありますので、そうしたものを開拓していきたいというように考えております。

このことにつきましては、平成29年4月から開始予定ということでございます。この内容につきましても、パンフレットに掲載予定でございますので、このパンフレットでしっかり周知をしていきたいというように考えております。

地域の人材育成が大事ではないかという御質問でございますけど、こうして地域また家庭への役割がまた負担が多くなってきております。そういった中でそういった人材の育成、また家庭での知識の習得といったものは、当然必要になってくるというように思っております。そうした住民の方々に理解をいただくというのが、大前提であらうというように思っております。

それだけ専門的な知識を持たなくても、ましてや以前ヨーロッパのほうのニュースを上げておりましたけれど、自分が紙おしめをして生活しなきゃならない方が施設に出向いてタオルを畳んだり、そういったボランティアをやっておられるのを見たことがございますけれど、そうして地域でできることを、自分にできることは、こうしたことを協力していこうというような、地域でそういった、今後、どうしてもふえてくる、高齢化していくわけでございますけど、介護が必要、支援が必要という方がふえてくるのは間違いございませんし、いずれ行く道でございますので、そういったことを進めていく必要があるというように思っておりますし、また担当課におきましては、今年度導入いたしました百歳いきいき体操、認知度を測定する簡易検査器でファイブ・コグというようなものがあるようでございますけれど、そういったものを活用しながら、認知症の予防の取り組み、また徒手筋力計を活用して、高齢者向けの筋力トレーニングなど、運動機能を低下させないという取り組みを円滑に進め、2年間での一定の評価を加えながら、平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の整備を遅滞なく進めていくという考え方でございます。

また、先ほど8月以降につきましては、所得または資産を所有される方の2割負担はどうか、周知はどうかということでございますけれど、これも含めてやっておるのではなかろうかと思っておりますけど、詳細につきましては担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 私のほうで少し補足をさせていただきます。答弁漏れがございましたら、また後ほど御質問いただければありがたいというふうに思います。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業ですけれども、このことにつきましては平成26年の2月の厚生労働省で開かれました介護保険担当課長会議の資料から一向に前に進んでおりません。そのことは要支援1、2の方につきましては、デイサービスとショートステイは法定サービスとして、介護保険本体給付のほうから支払うという法律が、ずっとこの間、生きてきたわけですが、それを要支援1、2の方を本体給付から外して、多様なサービスの提供者の方々をお願いをするというふうに一方的に法律を変えても、自治体はついていけないと、そういう現状を自治体は持っていないということが、各市町村からいろいろ出たわけです。

そのことによって、国としては苦肉の策として、向こう3年間から4年間の時限立法というような格好にして、このサービスを少し時間を置いてつくってくださいよというふうなことにしました。

ことしの3月に吉賀町の介護保険条例の一部を改正する条例というのを上程をさせていただいて、その中で、附則の中で、議員御存じだと思いますけども、介護予防・日常生活総合支援事業に関する経過措置については、平成29年3月31日までの間は少し行わないということ。それから、医療・介護連携推進事業の実施に関する経過措置については、平成30年4月1日から行う。生活支援体制整備事業の実施に関する経過措置についても30年4月1日から、認知症総合支援事業の実施に関する経過措置についても30年4月1日からということでした。

島根県の町村は、ほとんどこういった形をとっております。市は何市か、この4月から日常生活支援総合事業を着手しておりますけども、そのほかの自治体はこういった格好になっています。それは今まで随分介護保険の本体の給付の中で、いろんなことをやってきたんですけども、介護保険本体給付のほうから地域支援事業の中で膨らませてやってくださいよというふうに国が言っても、なかなか資源を市町村ですぐ準備することができないという実態がありますので、それについては少し時間をくださいということになりましたので、現実的には私どものほうも少し時間をいただいて、ゆっくり立ちどまって考えるわけではないんですけども、まちづくりのありようをどういうふうにするかということを考えて、この二、三年、じっくりやっていきたいというふうに思っているところです。

それから、多様なサービスの部分ですが、人材育成の部分ですが、例えば議員御指摘をいただきました宅配サービスですけども、限界集落、そういったところでは買い物サービスというものが非常に、買い物に出るということが困難な状況になってます。

この間、我々もいろいろな産業化とか、いろいろ研究をしてきたんですけども、一つのありようとして、次へのステップで地域支援事業で財源を使えることができるのであれば、例えば地域支援事業の財源からファンドをつかって、商工会であるとか、それからそういった商店主であるとか、それから社会福祉協議会、行政がファンドをつかって、そのファンドで宅配サービスを運営するというようなことも、可能であればやってみたいというふうには思ってますけども、これも補助であったり、そういう法律の枠の中でできるのかどうなのかと、介護保険の枠の中でできるのかどうなのかということもありますので、こういったものについては、もう少し研究が必要。もしできないのであれば、一般財源を使って、そういったこともやっていく。

それから、見守りとか、そういったことについては、昨日の御質問にもありましたけれども、例えば老人クラブでは友愛活動をやっていただいたり、見守りをやっていただいている、そういう老人クラブもあります。本来、老人クラブというのは、そういう自助グループなわけなんです

けども、それが少し広がりを持って、ボランティアという部分にまで活動を広げていただけるのであれば、それはそれでまた新たな地域づくり、将来を見越したまちづくりということになるのかと思いますし、そういったことも少し我々のほうとしては、老人クラブのほうに働きかけをして、29年の総合支援事業のほうの準備ということにもつながるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ありがとうございます。事業につきましても、今課長のほうから事詳細に、ファンドでも立ち上げてやろうかというようなお話もありますし、またできない場合は老人クラブとか、また一般財源からも行うというようなお話でございましたので、何とかなるかなと思いますけれども、デイサービスとかヘルパー、今の利用されておる方というのは、今のまんま同じ金額でいくということになるわけですか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 要支援1、2の方の日常生活支援事業に移行した後での介護報酬単価は、今は要支援1、2の方の介護保険の介護報酬単価を基本にしております。

ただ全国でこの3年間でそれよりも、市町村で決められるわけですから、市町村がもう少し低廉な価格でできる町が随分出てきたと、500も600も出てきたということになると、それはそれでまたもう少しそこら辺のスキームを変えていかなきゃいけないとは思いますが、今向こう3年間で考えてるのは、介護報酬の単価が一つの基本になるだろうと。

その単価というのは、もろもろほかのサービスにも、軽度生活援助事業であるとか、もろもろほかの介護予防・地域支え合い事業のほうの単価設定にも影響しておりますので、重複するサービスが来ると、今度はそちらのほうの単価も変えなきゃいけない。例えば生活管理員派遣事業、それから養護老人ホームへのショートステイ等は、これは別の制度でやっておりますけれども、介護報酬の単価設定が同じになってますので、そういったものとの関連をどういうふうにするかということは、もう少し詰めていかなきゃいけないというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それからもう一点、特定入所者介護サービスというのがありますね。課長、済みません。

○議長（安永 友行君） 中田議員、課長のは質疑ではなくて質問して。

○議員（5番 中田 元君） はい、質問です。補足給付というものがございますが、これも先ほど7月には広報あるいはチラシ等で周知するというお話でございましたけれども、8月の給付、

そのことは7月までにそのことを町村のほうに手続をしておかないと、高額の請求が行くというようなことになるのではなかろうかと思えますけれども、7月の周知、どのぐらいの方がおられるかわかりませんが、その辺のことを個人通知というのは早目にしておかないと、個人の方は困る方が出てくるのではなかろうかと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 施設サービスを利用されておられる方は、全て私ども把握しておりますので、もちろん特定入所生活介護サービス費についても把握しておりますので、その方については個別に勧奨していくということですが、広く住民の方々に周知をするという作業については、7月中にやっつけようと思っております。

今の、そういった現在サービスを利用されておられる方々が不利益をこうむらないようには、私どものほうは最善の努力を果たしたいというふうに思っております。このことにつきましては、国保につきましても、それから後期、それから介護につきましても、全て標準負担額であるとか、それから高額サービス費についても、私どものほうから判定をさせていただいて、その通知をさせていただいて、償還払いをするということ、全て100件漏れなくやっておりますので、これは吉賀町の慣例でございますので、全ての市町村がそういうふうに行っているわけではないんですが、小さい町だから、そういった手の届くサービスもできるということで、給付漏れがないように、全ての方々に100%給付をさせていただいております。今の新しい新制度につきましても、これも100%給付を目指していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 介護保険制度、6期の介護保険事業計画については、おおむね私の質問事項に答えていただきまして、大変ありがとうございます。どちらにしましても、6期の介護保険事業というのが、改正というのは名のごとくでございますけれども、どちらかという地域あるいは本人のほうに対しては、改正ではなしに改悪の方向ではないかなと私は思っておりますけれども、何とか利用者の皆様方に安心して利用できるような計画づくりに邁進していただきたいと思ひまして、一つ目の介護保険制度についての質問を終わります。

続いて、町道の維持管理について御質問いたします。

町民から道路の路面が悪くて車両が走りにくい。特に電動車や二輪車の利用者は大変危険であると言われます。私はそういう声をあちこちから聞きましたので、先日、町内の町道と思う路線を巡回してみました。町道と思われる、全部はわかりませんが、歩いてみました。そうすると県道、あるいは国道につきましても、町民の皆様から、あれはどうなっとるんじゃないかというような話もありまして、右往左往したようなことですが、どちらにしましても、あちら

こちらで道路の陥没や、あるいはひび割れなど多く見受けられました。

特に私は何カ所かずっと町道見て歩いたわけでございますけど、沢田の路線が大変傷んでおると。また最近、沢田のほうで自治会の会議があったというようなこともございまして、大変多く声が寄せられました。

私も現場を見て回ってみましたけれども、地域の皆さんが言われるように、下水道工事というのがどうもネックになっておりまして、下水道工事の復旧工事が大変後が悪くなっておると。特にひび割れ、あるいは陥没というのが多く見受けられましたので、特にその辺を言っておきたいと思えます。

中国道の側道につきましても、どういうふうな経過かはわかりませんが、中国道の側道も、どうも町道になっておるといふふうにお聞きしました。

しかし、町道といえども、大変、人が通れるというような状況ではなしに、大きな木が立っておって、とても地域ではどうにもならないというような状況だとお聞きしましたので、私も入ってみまして、これでは皆さん、大変だなというふうに思いましたので、何らかの対策をとらねばならないのではないかとこのように思った次第でございます。

きのうも同僚議員のほうから広石地区の道路につきまして、お話がありましたけれども、きのうのお話は待避所というような陳情絡みの質問であったかと思いますが、私が巡回した折には、そのこととは違いますけれども、道路に竹やぶの周りの根っこがずっと生えててタケノコが出ると。どこかといつて見ていくと、タケノコが出る、根っこがアスファルトの中をはって、ぼこぼこ起こしておるといふような状況。

これを私に言うというのは、今、別に通れないということはないんですが、これを放置しておくと竹の根がどんどん舗装を壊していくというようなことから、早く対応しておかないといけんのではないですかというような忠告を受けたというようなことでございます。これ以上放置すると大がかりな工事を、またしなくてはならないというようなことになるのではなかろうかと思えました。

それから、真田のほうでは、町長もお聞きしておられるかと存じますが、地元の方がよく使う塔の峠線というのがございます。これは旧国道でございますが、トンネルのところに入っていきとこでございまして。大変道路も急勾配で、道幅も狭く、デマンドバス等も通行するというところでございまして。これを地元の高齢者でございますが、通行する場合に、対向車が来たときにはにっちもさっちもいかないと、大変怖いと、なかなか通りにくいというようなことがございまして、ぜひ待避所1カ所、最低1カ所は設置してほしいというような話もお伺いいたしました。

ほかにもいろいろ案件がありますが、主だったことについて、今申し上げたような次第でございます。

話を交えて、町道も旧柿木村から旧六日市町に至り、かなりのキロ数がございますが、町内に町道というのは何路線あって、それから延長は何キロぐらいあるものかとお伺いをしてみたいと思います。できれば旧柿木、旧六日市地区というようにわかれば、そのように教えていただけたらいいなというふうに思っております。

それから、町道といえども、救急車両が入れないような町道というのが、どのぐらいあるのか。私も先ほど巡回して歩いたといいますけれども、実際は里道みたいなのが町道になっともありましようし、いろいろなことがあるのでわかりませんし、星坂のほうに上がってみますと、私、町道と思ったら、これは県道ですよというような話が出たり、なかなか難しいので、その辺、何キロぐらいあるのかなというふうにお伺いをしてみたいと思います。

それから、今年度、一般会計予算で先ほどから、道路の維持補修でございますが、一般会計予算で道路の維持補修工事費が2,022万円計上してあります。先ほどのは私も広石とか真田、いろいろ申しましたけれども、あちこちで道路のひび割れ、あるいは陥没、穴ぼこ、いろいろございますが、どの路線が主な対象になっておるのか、この2,000万円、緊急性があるかと思っておりますので、全額とはいかないと思いますが、お聞きしたいと思います。

それで、きのうも町道のことでありましたが、実際、町道の補修、あるいは今私が話してるような工事でございますが、今まで陳情、あるいは地元の方がいろいろこの議会、あるいは町の執行部に直接お話が行っているもんもあるかと思っておりますが、この辺の緊急性とか、いろいろあるかと思っておりますけれども、今陳情されたものが何件ぐらい、町道の補修とかあるものか。びしゃつと数字はわからないかもしれませんが、大まかに大体どのぐらいあるんであろうかと。

そして、どういう基準で順番というのは決めていくのか。地元で陳情した、来年はやってもらえるというような期待感が、ひょっとしたら持っておられるんじゃないかなろうかと思っておりますが、こういう議会で承認されても、こういう基準だから、まだこういうふうなものがあるから、何年先になるんであるとか、そういうふうなものがないと、町民は物すごい期待感を持って待ち続けるというようなことがございますので、できればどのような基準を持って、陳情が出てもやっていくんだよというところをお教えいただければと思います。

以上、町道の維持管理等について、いろいろ申しましたが、そのことについて返答いただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、中田議員の町道の維持管理についてという御質問でございますけれども、順番違うかもしれませんが、お答えさせていただきますけれども、まず町道の基準についてでございますけれども、これにつきましては道路法に基づきまして、議会の議決を経て市町村長が認定した市町村道ということで、町道認定に関する要綱で、その幅員、連絡する道路等

により1級町道、2級町道、その他道路に区別されております。

そして、議員おっしゃいますように、昔は、大分整理したんですけれど、ウサギ道のようなところまで町道というような認定されておったようなところもあったようでございますけれど、1級、2級、その他ということに分かれております。

吉賀町の町道につきましては、4月1日現在で全域で314路線で、総延長が22万2,967メートル、そのうち旧柿木村が74路線で延長が5万9,799メートル、旧六日市町が240路線で延長が16万3,168メートルとなっております。

また、予算の関係でございますけれど、本年度の維持管理費につきましては、工事費では具体的に予定しておりますのが町道初見河津線、田丸横立線、大井谷線、下塚線、黒淵線、木部谷線、幅井谷線、七村線の8路線の側溝修繕等で約600万円の予算化をしております。町内全線の舗装の維持管理費が約300万円、その他の緊急の対応等が必要となった場合のために1,100万円を予定しているところでございます。原材料費につきましては、アスファルト舗装用材料の砕石等を購入するものについてが28万8,000円計上しておるところでございます。

また、これの道路改良の緊急性とか要望、こういった形でやるのかということでございますけれど、どうしても緊急性といったものは、住民から道路が壊れておるぞというような中で、路肩が崩れたり、危ないようなものは、当然すぐやらなきゃなりませんし、幾らかでも待っていただけるようなものであれば、待っていただかなきゃならないということで、ただ緊急車が入れないところはどうかということがございますけれど、詳細には調べておりませんが、本蔵木の一番奥の3軒の家のほうへ緊急車が入らないということで、今、橋の拡幅、発注しておりますけれど、そういったような状況で緊急車が入れないようなところは、整備をしているところでございます。それが今幾つあるのかということは、今現状ではわからない、調査してみないとわからない。

要望数がどのぐらいあるかということですが、大きいから小さいまでありますので、その数の把握というのは、先ほど言いましたように、緊急性のあるものはすぐ直していくと。そうでないものについては、要望があっても、小さな穴があいておるといようなものもありますので、そういったものにつきましては後回しにさせていただくというようなことで、要望数が幾らかというの、まだ正確には把握しておりません。

また、中国自動車道の側道についてでございますけれど、これにつきましては、当時工事をするための作業用道路がそのまま町道へ移管されて、町のほうへ移管されて、町道として認定されたものもありますので、日常住民の方が頻繁に使われるというところが少ないわけでございますので、どうしてもこれらは一般、その他道路になるんで、いわゆる1級、2級ではないので、どうしても対策というのは後になるだろうというように思っております。

それと議員が御指摘になりました沢田線につきましては、一部下水道等で凹凸が見られる、転圧の後がまた下がったというようなところも見られるわけでございますけれど、全体に沢田線見ますと、町内たくさんある道路のうちからは、まだまだ路肩がきちんとしてないような1級町道もございまして、現状では、先ほど申しあげました下水道工事の後が確かに悪いなというところは見受けられますけれど、全体としては、昨日もお話しましたように、早急に全線をというような状況にはないように思っております。

また、路肩のタケノコということでございますけど、確かに竹はあまして舗装なんか入りますと、大きな後々の修理費が必要になりますので、こういったものについては早急に対処しながら、竹を駆逐するような薬剤でもあれば、よその竹やぶまではできませんので、路肩のほうにはそういった対応はしなきゃならないんじゃないかなと思うかと思っております。

また、塔の峠線のことだと思うんですけど、デイサービス等に使われるという。これは以前にも質問があったかと思えますけれど、確かに狭い道でございますので、デイサービス、またデマンドバス、そういったものが通るということで、いわゆる待避所を設置したいということで、担当課のほうに指示はしておりますけれど、きのうも申しあげましたように、ほんのわずかな土地をいただくんでも、番地全部を測量しなきゃならないという、分筆ができないということがございまして、そういった経費のほうがどっちかという大変だというようなことがあったりして、どうしても後回しになっております。

また土地は出してもいいよという話があっても、今、町が係争しておりますように、代が変わると、あれはうちが出したんじゃないと、返してくれという話が出てきたり、強硬策に出られたりしたら、後のために、私どもの後輩のために、なかなかそういういいかげんなことはやってはいけないうように思っていますんで、田んぼのように圃場整備してるところで、きちんと面積が確定できて、あと分筆ができるようなところのほうは、意外とそういったことは整理は楽なかなと思いますけれど、山に接してるようなところは、特に大変山全体を測量しなきゃならないというようなこともありますんで、なかなか厳しい状況も出てくるかと思えますけれど、極力、生活のために使う道でございますので、御不便のないように改良には努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 道路維持につきましては、おおむねわかったような気がします。

私が先ほど町長のほうに事前通告としてはしてないわけですが、先日の同僚議員の質問したところの陳情とか、そういうふうなところの緊急性という点もありましたけれど、その数はわからないにしても、あれですか、順番的には緊急性のみで行うということになるわけですか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 要望を議会と町、町だけに出される地区もあつたりしますけれど、議会に出されたものは、議会が採択されたような道路については担当課で、私どものところで把握しております。

しかしながら、どういった順番にやるかということは、いろんな過疎の計画なり市町村計画なり、いろいろ計画に基づいたもの、また緊急性のあるものといったようなものがどうしても優先されるし、補助事業の対象となるようなものは、どうしても優先される部分があるかと思えますけれど、その他道路、また維持補修等につきましては、担当いたしております建設水道課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 中田議員の御質問でございますけども、町道の維持管理について、住民の皆様方からの御要望がどの程度あるかということと、修繕に関する順番でございますけども、先ほど路線数とか延長のお話も出ておりましたけども、先ほど町長の答弁にもございましたけども、1級町道、2級町道というのが、大体幅員が4メートル以上のものが1級町道、2級町道になっております。

それで、町内全体で申し上げますと26路線でございます。314路線のうちの26路線が1級、2級の町道でございます。あとの残りがその他の町道ということで、4メートル未満の幅員の町道、これが288路線と、大変多い路線数でございます。

これだけの路線数のものを管理をしとるわけでございますけども、御承知のように、議員さんからはもとより、住民の方々からいろんな御要望なり修繕のお願いをいただくわけでございますけども、そのもの自体はいろんなケースがございますんで、一概にどれを先にとか、どれをいつとかいうこともなかなか難しい状況がございます。

先ほどの町長の答弁にもございましたけども、大きい路線で大きい改良であれば財源も必要でございますんで、その辺のところも当然考えていかなければなりませんし、小さい修繕であれば、すぐ対応できるものもございますんで、やっていきたいというふうに思っております。

財源の問題もありますし、例えば災害に近いような状況で、通行ができないような状況になった場合は、即座に対応しなければなりませんし、あとは町のほうの体制にも影響があるわけでございますして、大きい工事になりますと、それなりに担当の者のできる事業量も限られてまいりますんで、その辺のこともありますし、いろんな要素がありますので、一概に今順番とかいうのも、なかなかつけがたい状況ではございます。

いずれにいたしましても、いろんな要望が日々入ってまいりますんで、それに対して対応できるものは、早目の対応を心がけておるつもりでございますけども、その辺でまたいろいろと御意見等ありましたらお聞かせをいただいて、なるべく町民の皆さんの通行に支障のないような形で

管理ができるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 大変、町道につきまして町長、あるいは課長のほうから丁寧に返答いただきましてありがとうございます。

町道というのは、町民のよいよ身近なところでありますので、何とか早急にといいながら、緊急性の高いというところで、ぜひとも町民の声をできるだけ早く吸い上げるような御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、5番、中田議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、後の時間の調整もあります。5分ほど休憩します。よろしくお願いいたします。5分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

9番目の通告者、8番、藤升議員の発言を許します。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行います。

まずはじめに、ちょっとお断りをさせていただきますが、育鵬社の教科書の件につきまして、2番目に上げておりましたが、一番最後に回させていただいて質問を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まずはじめに、戦争法案、安全保障関連法案に対する見解について、町長にお聞きをいたします。

国会で審議中の安全保障関連法案、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は、平和安全にほど遠く、憲法9条破壊の戦争立法そのものであるため、本日の質問では戦争法案として質問をします。

この戦争法案について、地方新聞は、仮に、成立した場合、自国が、直接、攻撃を受けていなくても、密接な関係にある他国への砲撃に反撃する集団的自衛権の行使や他国軍の後方支援での弾薬提供、国連平和維持活動、PKOでの駆けつけ警護など自衛権の海外活動は一気に拡大し、非戦闘地域といった活動地域の縛りが解かれ、より前線に近い危険が増す現場に立つことになると報道しています。

町内には、元自衛隊員の方が多数おられ、現役の家族の方もたくさんおられます。最近では、吉賀高校生の就職先として自衛隊を選択した人は平成13年度以降で、男女合わせて15人。こ

のほかにも、一旦、ほかへ就職し、その後、自衛隊に入隊した人などもあります。

ある自衛隊員の家族の方が、日本を守るために入ったのに、アメリカのために活動するのはおかしいと話されていました。

そこで、まず初めに、この戦争法案に対する町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 藤升議員の御質問でございますけれど、こうして、今、国会でやっておられます法案でございます。

これにつきましては、今、日本で一番難しい資格試験と言われております司法試験を受けて、司法修習生をへて、そして、弁護士の資格を取り、国会議員になられた方が双方でお互いの主張を認め合って、相手を認めてないということでございますけど、やりやっている状況の中、ほんのちょっと、法律の勉強をかじった私と、あなたは、大変、勉強をされとると思いますけど、この地方議会で、こういった意見を交わすことは、私は、そぐわない、ナンセンスなことじゃなかろうかというように考えておるわけでございますけれど、それだけではとてもこらえてはいただけませんので、私なりに調べたわけですけど、久しぶりに憲法というのを引っ張り出して見たわけでございますけど、やはり、国というものは、国家は、やはり、領土、領空、領海、そして、国民、領民ですか、そういったもので形成されるわけでございます。

国を、ただ1つの国があれば、やはり、国を守るための軍隊といったものは必要でありますし、まして、東京都を財政的に、破綻まではいかないけど、いわゆる、財政危機に陥れたといたら、悪いのかも知れませんが、美濃部良吉さんという知事がいらっしゃいました。

あの方のお父さんは憲法学者で、美濃部良吉という方で、戦前からの憲法学者。この方が、やはり、軍隊のない独立国はないと言っておられます。

そうした中で、やはり、そういった存在、私も、今回、いろいろありましたんで、日本共産党の綱領も引っ張り出して見たりしたわけでございますけれど、御党におきましても、憲法改正という考え方でおられるのは間違いないです。

私が思うのは、この憲法については、条文1、また、あと、出てきますけれど、1条、1条、どうなのかというんでなしに、法というのはその精神というものがあります。憲法には前文がありますし、また、法律には目的等が書いてございます。

そうした中でやるわけでございますけれど、私は、そうした、今の、いわゆる、安全保障関連法案。こういったものを、個別に、十幾つの法律を2つぐらいにするんですか。というように、整理することはいいかもわかりませんが、やはり、私は、こういったこて先のことをするよりは、やはり、憲法を改正してからやるほうが正しいんじゃないかというように思っております。

私、今の、以前、厚生官僚で、後の法制局長官をやられて、当時、私が講演聞いたときは人事院の総裁であった佐藤達夫さんという方が、憲法制定に携わったということで、講演をお聞きしたことがございます。

この方が言われますのは、GHQに対して、向こうから提出された英文の、いわゆる、憲法ですね。これを訳しながら、一字一句、GHQと交渉しながらつくって、自分らの意志もこの中に伝えられたということを言って、本人はそれだけの努力されたわけですから、自前の憲法という思いがあるんかと思えますけれど、いちいち相談して、意見して、議論してつくるのが、果たして、独立国。独立してない、まだ、サンフランシスコ条約の前ですから独立した国じゃないですけど。

そういったときにつくった憲法が、本当に自主憲法なのかという思いはしますので、やはり、憲法は改正してからこういったことをやるべきでだろうというふうに思っております。

国には、やはり、個別的な自衛権と集団的な自衛権があるわけですけど、日本の法制局は集団的自衛権は行使しないということで聞いておる。できないというんじゃなく、しないということで聞いておるわけです。

それを、今回、解釈をかえるということなんで、法律ならいろんな解釈の仕方がありますし、学者もいろいろ言われていますけど、自分の考え方で言われる。条件も、いろんな条件の中でやられるということなんで、私は、当然、今のような憲法そのものも、最初を見ますと、帝国憲法第73条による帝国議会の議決をへた帝国憲法の改正を、裁可し、これを公布せしめる。昭和21年11月3日となっておりますけど、帝国憲法が、果たしてそういった議決をへて、やられたのかどうなのかということで、いわゆる、3分の2以上の国会議員が出席して、当時の、3分の2の、いわゆる、賛成で決めるという。

あの戦乱の後に、それだけ、国会議員が3分の2そろったのかということも疑問だということで、今の憲法そのものが、成立が不正確であるというようなことを言われる学者もいます。

そういった学者の意見をどんどん、どんどん聞いてやるというんじゃなしに、まして、今の国会でやら法律議論をされておるわけでございますので、仮に、成立した場合と言いますが、成立しないかもわからないし、成立するかもわからない。

そうしたときに、どうなるのかと言われても、私はどう考えるかということでございますけど、私は私なりの個人の考え方がありますが、こういったとこで述べる必要もないんじゃないかなろうかというように思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

こういったとこで述べることでないというお話であります、問題となる点が何かという点で、

これは、私の意見ですけれども、戦争法案によって、真っ先に犠牲になるのは、やはり、未来ある若者たちでありますし、吉賀町出身の人たちもそこに含まれるかもしれません。

国会での論戦を通じまして、安倍首相は、これまでに行けなかった戦闘地域にまで自衛隊を送り、米軍を支援すること。攻撃されたら武器を使って反撃することを認めております。これは、自衛隊員を、さらに過酷な状況へと追い込みのものであり、憲法が禁じた武力行使、そのものであると、私は考えております。

先ほどの答弁の中では、その流れ、また、状況も踏まえ、憲法を一字一字読むものではないという趣旨の答弁であったと思いますが、先ほどの言われたの也有りますが、衆議院の憲法審査会での参考人の方々が、戦争法案は違憲であるというふうに言われましたが、そのことについての意見について、先ほど、既に、述べられたというふうに、私は理解をしております。憲法第9条に、戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認というものがございます。

私は、一切の武力を否定をするということについては異議を持ちますが、しかしながら、今の安倍政権が武力をどんどん増強し、他国との戦争。特に、アメリカのやる違法な戦争に協力をする体制をつくりあげている。それに、日本の政府は、異議を申し立てることはないというふうに確信をしております。

今の安倍政権は、アメリカからPKOなり、アメリカのやる戦争に協力を求められた場合、日本はそれに協力をするというような事態にさせてはいけないというふうに考えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 憲法につきましては、いわゆる、憲法に違反するか、どうなのか、合憲なのか、違憲なのかという判断は、これは、ただ一つ、違憲立法審査権というのが裁判所にありまして、最高裁判所で判断するのが。

ほかの者がどう判断するべきもんで、私はない。解釈は解釈があります。憲法の前文には、いわゆる、（ ）、今回の質問で勉強のし直しをしなきゃならなかったんですけど、やはり、今、そこだけ捉えたら、それは、今の言うように、いろんなことが言えると思うんですよ。

自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであったということは、やはり、一国平和主義であってはならないということで、やはり、困ったところは助けなきゃならない。

ああして、クエートにイラクが侵入したときも、これは集団的自衛権を行使してやられたわけですよ。そうしたときに、やはり、日本は金しか出さなかったということで、結構、非難された。やはり、他国のものは、それなりに、やはり、そういった集団的自衛権行使によって血を流したということがあります。

日本の場合、徴兵制度がないわけでございますので、やはり、これは嫌だったら退職するこ

ともできるわけです。ただ、そうした日本の国を守ろう、日本国民を守ろうという強い意志のもとで、やはり、そういった自衛隊に入隊されて、私どもに、私にすれば、安心を与えていただいておりますし、そういった覚悟で、やはり、入っておるわけでございますので。

私どもがどこへ行け、あそこへ行けというわけでもございませんし、やはり、国の方針で、ただ、私は、今の前の政権のように、考慮もないような政権で、何と、若い者を、ただ、犬死と、私は思いますけれど、いわゆる、せっかく捕まえた海上保安庁やら捕まえた（ ）のほうを、また、お返し、勝手に返すような、ああいうようなことをされるような政権のために、私は若い子どもを死なすわけにはいかないと思いますけど、やはり、日本は四方を海に囲まれておりますので、なかなか、そういった、侵略されるというか、そう攻撃される部分は少ないかとは思いますが、世の中が大分かわってきておりますので、憲法をつくった昭和21年ですか。

サンフランシスコ条約が、その6年の後、27年ということで、日本は27年に、いわゆる、完全な独立国になったわけですから、それまでにつくられた、先ほど言いますように、これも議員おっしゃったと思いますけれど、いわゆる、不戦条約という、いわゆる、パリ条約という、このものを、やはり、参考にしてつくったような憲法でございますので、私は、その憲法の議論をするよりは、こういったところをするよりは、私どもとすれば、やはり、あなたともそうでございますけれど、改憲しながら、きちんとした憲法をつくって、やはり、その憲法の解釈が云々でなしに、いわゆる、すっきりした形のものが、私はいいんじゃないかなろうかとは思いますが、ここで、あなたと話をしても、皆さんも退屈でしょうし、私は、もう、やめたらいいんじゃないかなろうと思っておりますし、結論が出るわけでもなんでもなし、吉賀町民にどれだけの利益があるかということでございます。

確かに、吉賀町から自衛隊に若い方が行っていると思っております。それは、やはり、それなりの意志で、それなりの気持ちで、この国を、この国の人を守ろうという気持ちで行くわけですから、やはり、危険な目に合わしたくないという思いは、皆、共通だというふうに思いますけれど、そうした今の現状を、やはり、どうかえるかということは、私どもでなく、それは運動もあると思います。市民運動もあるかもしれませんけど。

それは、それでやればいわけであって、地方議会でそういったことを議論すべきでは、私はないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 地方議会で議論すべきでないということではありますが、例えば、東北のほうに、憲法9条を守る首長の皆さんの集まりもございまして。

何で、そういうところに、東北の首長の方々が参加するかというたら、やっぱり、その市町村におられる方をいかに守るかという視点から、9条を守る会のほうにも参加をされているというふう

に、私は思います。

で、今、日本が、この戦争法案を通してアメリカの戦争に協力するような状態になると、当初、安倍首相が言うていた、例えば、非政府組織の方々が向こうへ行って、いろんな活動をしておられます。

ところが、日本が今憲法9条をもって、向こうの人たちに銃剣をむけないと。その安心感で、いろんな協力もしていただき、いろんな人たちを救出する。そういうこともできるわけです。

ところが、今度、銃剣を向けられる対象になるというふうになった場合は、これまでと同じような協力を得られなくなってしまいます。ということは、本来、助けられる人も助けられない。そういうようなところに日本が行くのではなく、本当に、平和的に物事を解決していく。例えば、中国との関係、尖閣の問題もございます。これは、もともとは、日本政府そのものが領土問題はないと言うて放置をしてきた。そういう中で、どんどん占領されるような形になってしまっている。

やっぱり、理性と道理に基づいて外交をしっかりする。アメリカのお膝元、アメリカの言いなりで外交するんでなく、独自の外交路線をやるということなしに、平和外交というのは進められないというふうに思いますから、本当に、戦争ということをいかに避けるかということで、私たち、全力を上げていかなきゃならない。

また、地方の自治体であっても、そのことに強い関心を持ち、発信できるところは発信しなければ守れるものも守れないのではないかとこのように感じますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 9条を守る会というので、入っている首長もいらっしゃる。知識人の方がこの設立の、いわゆる、方々ということも聞いておりますし、在日外国籍の方が主だというようなことも聞いていますし、私、わかりませんが、それはそれなりに主義主張の中で組織に、そういった団体に入られて、そういった運動をされ、そういった活動をされるんであると思います。

ただ、今、議員おっしゃいましたように、尖閣の話が出ましたけれど、今、中国が南沙諸島のほうを埋め立てしております。この南沙諸島は、フィリピンがアメリカの基地を、いわゆる、撤去させた。そのことによって、中国がその隙間で、早く言えば、フィリピンも領有権を主張しておるのを、ああやって力で取っております。

前のように、東西の冷戦時代なら、これでいいかと思えますけれど、今の状況は、ウクライナでもそうですし、中国、また、中東、ましてや、それこそ、檻の中に入れて人を焼き殺すような国も、国とは認められておりませんが、そういうような状況が出てる中で、やはり、1国平和主義でいけるのか。

自分は武器を持ちませんと言われても、私は何もしませんがと言われても、いわゆる、ああして、少女をさらって、奴隷にしたり、遊ぶような、いわゆる、宗教的なものはあるでしょうけれど、そういった状況が出るときに、やはり、集団的な自衛権を行使するのかどうかということ、これは、やはり、ここであなたと議論しても、私は結論が出ないと思います。

それは、いろいろな考え方があるわけだから、今、言うように、フィリピンはそうしてやられておるわけ。今のようなことをしておれば、日本は、何もしないわけですから。中国が、今の尖閣へ駐留したときにはどうする。やはり、それは、日本がそういった軍備を持たなかったから、その部分、駐留をさせた米軍の基地を。

だから、日本は、それだけの軍事費を使わないから、世界でも、世界の標準の2分の1以下の軍事費で、日本も高度成長できてきたわけなんですよ。だから、そういったときに、あなた言われるようなことであれば、再軍備はしなきゃならない。また、徴兵制もひかなきゃならない。

国というものは、軍隊がなければ、とても、いわゆる、よその大きな国と同盟を結ぶか。その庇護に入るか。属国になるか。今、中国があるとき、韓国が。経済的にも、今、中国のほうへなびいて、今、国際的な状況、どうなるか。日本は危ない状況です。

そういった状況のときに、ただ、この1点、いわゆる、法律の改正、国会でやっとするわけですから。これを決めるのは国会議員ですから。ここで幾ら言っても、私どもが議決権があるわけでも何でもありませんから。

私は、やはり、そういった党での活動をあなたの御党で、やはり、国会のほうの議員もふえたわけですからしっかり活動していただければ、それでいいんじゃないかというふうに思っております。

〔議長、町議会ぞ、町議会ぞ〕と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 議員の一般質問に制限があるとは思っておりません。藤升議員については蒸し返しの質問はもうしないでください。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 国のことであるというふうに言われますが、私は、今、町長が、きちっとこの法案に対してだめだという意見を発信をすることが、吉賀町にとってもプラスになるという判断で質問をしておるところであります。

続きまして、質問を次に移します。

2番目の質問は、議会に提出された資料は正確かということで、お聞きをするものであります。

5月の臨時議会におきまして、町税条例を改正する条例の追加説明資料は、車の燃費をどこまでよくしたかというのを問題にするグリーン化特例による減税を示したものであります。

ところが、この表そのものは、平成32年度燃費基準プラス20%達成か、32年度燃費基準達成となっております、普通車も貨物車もこの基準としてやるというふうになっておりました。

この点について、よその例も出して質疑をしたところですが、吉賀町はこれでやりますという答弁がありました。しかしながら、再度、私も調べたところ、エコ商品についてのネットで検索をしましたところ、貨物車については、全てが2015年プラス20%を達成しているなどと、平成27年の基準プラス云々で32年に対しての表示は一つもありませんでした。

その点につきまして、実際はどうであったのか。本来のこの表はどうあるべきであったのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 藤升議員の2問目の質問でございますけど、議会に出された資料は正確かということでございます。

この点につきましては、全く申しわけないという思いでございます。

5月臨時会におきまして、吉賀町条例の一部を改正する専決承認案件において、税務住民課で取りまとめ、追加説明資料として配付しましたグリーン化特例の内容についてでありますけれど、このことにつきましては、配付した資料に一部誤りがあり、また、誤った答弁を行っております。このことにつきましては、一般質問の答弁ではありますが、大変申しわけということでお詫びを申し上げたいというふうに思っております。

今回、このようなことになりました原因につきましては、原課から調整した資料を、本来ですと、議会に提出する議案及び資料等について全体調整を行います。

総務課のほうで、十分な精査をもって、提出するべきでございましたけれど、本議会会議中の休憩の後にその手続をへないで、原課より直接まあ提出したというようなことで、それであっても間違っはならないわけでございますけど、チェックが行われなかったということでございます。

チェックしても、ときどき、ああして、誤字脱字等で訂正をいただくということでございますが、今回、それもしておりませんでしたので、こういった状況が出てきたということでございます。

今後におきましては、追加資料につきましても、原課及び総務課において、入念な精査を行った上で提出するという、再度の徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

なお、5月の臨時会におきまして配付しました資料の正誤表につきましては、本定例会最終日のところで議長にお取り計らいをいただきまして、改めて配付させていただきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃるとおりでございますので、この点につきましては、まことに申しわけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

ただいまの町長の中に、最終日の質疑の中で訂正した資料を提出し、説明をするということ
よろしゅうございます。それで、この質問はよろしいです。

○議員（8番 藤升 正夫君） いや、質問、続きます。

○議長（安永 友行君） 続く。

○議員（8番 藤升 正夫君） はい。

○議長（安永 友行君） それじゃ、そのへんも加味されて質問してあげてください。8番、藤升
議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

総務課のほうでもチェックができてなかったということですが、あのときは、休憩時間も長く
取りやっていた中で、それでも、こちらからの指摘について、総務課のほうで何らチェックをせ
ずに、これでいいという結論出されたということですから、やはり、本来のルールを、なぜ、休
憩時間延ばしてでもしなかったのか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 担当のほうの課長に答えてもらいます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 藤升議員の質問にお答えします。

ちょうど休み時間のときに、私のほうでちょうど担当者との確認をしたんですが、なかなかそ
の部分で混乱しておりまして、その部分をインターネット等も開いてみたりしたんですが、なか
なか混乱しておりまして、見つけることができなかつた。

条例、本文については間違えないという確信があったわけですが、そのへんで調整した私のミ
スがわからなかつたということで、総務課のほうと協議するという、その時点では、そういうで
はなく、私のほうで解決したいというような混乱があったということでもあります。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

それでは、まだ、不十分であります、この件につきましては、以後、同様のことがないよう
求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、学校教育において体罰は認められるのかということでお聞きをいたします。

これは、先日の町広報と同時に配付をされました第27回島根県道徳教育研究大会柿木大会の
チラシであります。

これが各戸に配付されたというふうについて間違いがないかお聞きをします。教育長にです。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） それでは、藤升議員の学校教育において、体罰は認められるのかとい
うことについての御質問にお答えします。

先ほど、お示しをいただいた第27回島根県道徳教育研究大会が主催をする柿木大会について

のチラシは間違いございません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 私は、このチラシを見たときに、この著書、強育論より抜粋ということで、これは強育論という著書であります。これから抜粋で、いわゆる、いじめに関して、加害者を殴り倒し云々というふうには。

これを見た時点で、学校教育の中で体罰が許されるというふうには、私はそれを認めているのかと、大変、疑いを持って、このチラシを見たわけではあります。実際に、学校教育の現場で体罰は許されるのか、これについて教育長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけども、この島根県道徳教育研究会が主催をいたしますこの研究大会が、吉賀町で開催を6月30日に、今月の30日に行われます。

この研究大会は、昭和36年に、松江市で第1回が開催されて以来、54年で54回の歴史ある大会でもあります。この間、鹿足郡で開催されたことはございません。

それが、昨年、理事会で、この研究大会が吉賀町で開催されるということになったようでございます。以来、柿木小学校及び柿木中学校においては、昨年からは公開授業や実践発表に向けて、研究に取り組んできております。県内各地から87名の教育関係者が参加するというふうにお聞きをしております。本町の小学校、中学校が会場となって、研究大会が行われるということに對しましては、大変、意義深いものだと私は考えております。

そして、これまで1年間、忙しい中、小学校、中学校では、その研究発表に向けて、鋭意努力されたことに対して、吉賀町及び吉賀町教育委員会はこの取り組みを支援すると同時に、歴史ある今研究会が本町で開催されるということに對しまして後援を行っているところでございます。

先ほど来あります記念講演の講師につきましては、この主催者である研究会が決定をされることとございますので、私どもが決定したわけではございません。

本題に戻ります。

お尋ねの学校教育において体罰は認められるのかということとございますが、これは、既に、議員御存じのことと思っております。学校教育法では、校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。このように定められておりますので、体罰を認めることはございません。

しかし、体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるのかというのは、機械的に断定することは難しいというふうには、学者の中にも言われていることとござい

す。ただし、一時の感情に浴されて、安易な判断で懲戒が行われるということは、あってはならないことだと思っております。

また、さらに、家庭との十分な連携を通じて、日ごろから、教員、児童生徒、保護者、この信頼関係。これ、一番大事なことでございまして、この信頼関係があれば、こういったこともなくなるというふうに思っております。

ただ、懲戒のことにつきましては、こういう方法もございます。あまりにも、児童生徒への懲戒を気にするがために、教員の立場です。教員の立場ですが、なかなか、子どもたちに対しての生徒指導ができなくなる。そういうふうなことも、現場の先生方からは上がっているということもお聞きをしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、今の答弁と次の質問を合わせますが、体罰、暴力を使わずに、いじめの加害者に十分な反省をさせるために何が必要かということで、お聞きをしたいと思えます。

といいますのは、今、教育長が言った信頼関係云々と中でも体罰は認められるという趣旨で答弁であったというふうに私はお聞きをしましたが、私の実際の経験でいきますと、小学生のころ、担任の教員から、顎をこつんとされました。

で、それ以後、私はもうその教員を、それまでは普通に先生であって、普通にやっていたんですけども、それ以後は、一切、その先生のいろんなことに対して、そのまま素直に受けとめるということはやめました。で、原因は、掃除をしていたときに遊んでいただけのことですが、そのように体罰を加えた側はそんなに大した思いでなくても、受ける側はそうではない。そのことについて、しっかりと見なければいけないというふうに考えております。

ですから、今の二つ目の質問であります十分な反省をさせるために何が必要かという点で、きちっと答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

問題行動への対応につきましては、まずは、未然防止とし、早期発見、早期対応ということがよく言われていることでもありますし、重要なことであろうというふうに思っています。

昨年、成立した改正教育基本法には、教育の目標として、命を尊ぶあるいは生命を尊ぶことも言われますが、こと。学校においては、教育を受けるものが学校生活を営む上で、必要な規律を重んじること。これが明記されたところです。

いじめられる子どもを最後まで守り通すということは、これは、児童生徒の生命、身体の安全を預かる学校としては、当然の責務であります。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とし

た対応で、粘り強い指導が必要だと。指導が必要であるということになっています。いじめは絶対許されない行為であること。卑怯で恥ずべき行為であること。これを認識をさせるということが必要だと思ってます。

先ほど、議員の経験談のお話ありがとうございました。確かに、受けとる側の考え、受け方があると思います。そういった事例、なかなか、先ほど、私答弁で申し上げましたが、機械的に、それが判断できないと言ったのはそういうことでございます。

ただ、文部科学省では、そういった児童生徒の懲戒体罰等に関する参考事例ということで、そういったことが体罰に当たるのかということをも事例として掲げております。ここでは申し上げません。

ただ、基本的には、身体に対する侵害を内容とする懲戒。要するに、殴るであるとか、蹴るであるとか、そういうことですね。それから、もう一つは、肉体的な苦痛を与えるような懲戒。正座をさせる、あるいは、昔、よく、誰だって経験あると思いますが、直立で廊下に長時間立っている、立たされる。そういったことが肉体的苦痛ということに、現在では当たるようでございますけれども、そういった、この2つの身体に与える侵害、あるいは、肉体的な苦痛、そういったところで体罰の要件が、それぞれ異なっております。

ということで、確かに、おっしゃるように、その気がなくても、取る側がきっかけでその先生のおっしゃることが信頼できなくなった。あるいは、学力に専念できなくなったということは事例としてあることだと思っております。

そうやって、やはり、今の先生と子どもの距離を短くする、近くする。そして、対人間としての信頼関係を構築していくということが、まず、教師にも求められておりますし、学校にも求められているというふうにも考えているところであります。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 私の質問したのは、十分な反省をさせるために何が必要かという趣旨で、最初に言ったように、そのことについて聞いているのであって、もう少し、そのように質問の中、私は議長に出した通告でもそのように言うてるのですから、質問されている内容に対して、きちっと答弁をしていただきたいというふうに思います。ほかのことは、特に、いいですから。

いじめの加害者に反省をさせるためのことについて、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、絶対、いじめは許されない行為であること。卑怯で恥ずべき行為であるということ認識をさせるということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そして、私が思いますのは、吉賀町の場合、それなりに教員、また、支援員の皆さんの配置等もあり、大きく問題になることは少ないというふうに思っておりますが、重要な時点におきましては、いじめ等のあった現場に、さらに、応援の人を配置をするというようなことが制度的にも設ける。

そして、あれもこれも、1人の教員、また、学校においては、全体でもって対応もしていただいておりますが、それだけでも、なかなか手が回らない。PTA、保護者の協力も得て対応するというので、学校の校長の先生も、また、言うておられますが、必要な場合は追加の人員ということも、今後の中では必要であるというふうに、私は考えておりますが、その点についての追加の要員を配置をするという、こういう考え方に対してのみ答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

まず、学校経営の中で、校長が経営していくわけですが、先ほど、議員からおっしゃっておられるような、もしも、そういうときの応援体制につきましては、学校のそれぞれが行っております。

そして、また、4月に新任者を行いますけれども、そのとき、私は、昨年、ことしでもございますけれども、新任の先生方、あるいは、新規に着任された先生方に、1人で悩みを持ち込まないということをお願いしております。

そして、1人で解決できないこと、たくさんあると思います。いうことで、そのことについては、教頭、校長に申し出て、全員でその解決に当たってくださいということは、昨年もことしも言っておりますので、そういう体制で臨んでくれているのだと考えております。

○議長（安永 友行君） はい。皆さんに、ちょっと、おつなぎします。

昼は10分ばかり下がりますけど、8番議員の所要時間の1時間はそのまま続行しますので御了承ください。8番、藤升議員、どうぞ。続けてどうぞ。

○議員（8番 藤升 正夫君） あと、時間、何分あります。

○議長（安永 友行君） 10分弱です。

○議員（8番 藤升 正夫君） 10分。濟いませぬ。あと、10分弱です。

今の件につきまして、私、先ほど紹介しました、この強育論の中で、野々村直通氏が小学校で教育勅語と神話を学ばせれば、日本は再生をするということで主張もされておりますが、こんなことで再生などできないということをはっきりと申し述べて、最後の質問に移りたいと思います。

それでは、最後は、教育委員長にお聞きをいたします。

育鵬社版の歴史教科書は史実に合致をしているかということで、お聞きをいたします。

現在、吉賀町の中学校の歴史というのは、これは市販の教科書ですけども、育鵬社版の新しい日本の歴史という教科書を使っております。この中で、この教科書そのものは多くの点で歴史を見ていない。さらには、日本国憲法を否定をする内容になっているというふうに言われます。

そこで、一つ一つ聞いていきますが、神武天皇は実在の人物であったかお聞きします。教育委員長。

○議長（安永 友行君） 花崎教育委員長。

○教育委員長（花崎 訓恵君） 藤升議員の質問にお答えいたします。

歴史認識についての個々の質問ですが、私の勉強不足もありますが、このことについてはお答えはできません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） なぜ答えられないのか。

教育委員長は、昨年11月に、教育委員長の選挙の際、1年やりますというふうに決意を述べておられます。そういう人ですから、質問する項目がわかっているのですから、答えられないということのほうがおかしいんじゃないですか。

○議長（安永 友行君） 花崎教育委員長。

○教育委員長（花崎 訓恵君） お答えします。

教科書は、教科書検定という厳正な検査を受け、それを合格したものが、益田の採択協議会で選択し、市町村の教育委員会に来ます。

教育委員会として中立的な立場をもって審議をするためには、今、この場ではお答えできません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 子どもたちはこの教科書で学んでいるんです。しかも、学校によって違いますが、副教材も育鵬社版の副教材を使っているわけですよ。

そしたら、間違った歴史認識を持ったまま大人になり、また、外国の人たちとも、その歴史認識を持って話をするというようなことになったら、それこそ、笑われます。ちゃんとした歴史認識を持てるように、教育委員長としてどうしたらいいのか、はっきりと述べるのは、あなたの仕事ではないですか。

○議長（安永 友行君） 花崎教育委員長。

○教育委員長（花崎 訓恵君） 歴史の教育は、政治ではあってはならないと反省にもとにおいて、史実を探究したものになっていると認識しております。

実際、学校の場合、先生方が指導するのも事象に基づいた研究を授業で行い、多くの資料を活用しながら多面的に事象を見ていく学習を進めていってくださっております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 学校の先生方は努力されていると思います。

私は、生徒によって、結構、真面目な生徒は教科書とワークでもって勉強する子どもたくさんいるんですよ。そうしたら、間違っただけの歴史認識を持つようじゃいけないというふうには、委員長は考えませんか。

○議長（安永 友行君） 花崎教育委員長。

○教育委員長（花崎 訓恵君） お答えします。

例えば、先生が個人の思想を持って指導するようなことがありましたら、大変、問題であり、指導もするよう委員会でもやっていますが、今のところ、史実に基づいた国の厳しい検定に通りましたものを採択して使っておりますので、それを先生たちが学習指導要綱で行っていると思っています。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 検定というのは、それは、特に、この前から検定の仕組みがかわりまして、それこそ、今の政権よりの考え方で教科書を編集すると。そうでなかったら、それを修正をさせるというふうになっているわけですから、教科書検定を通ったから史実に適応しているものでも何でも無いというふうには、私は思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 花崎教育委員長。

○教育委員長（花崎 訓恵君） 私も勉強不足でいろいろ調べさせてもらいましたが、研究者の中でも、まだ、わかってない部分も、藤升議員の質問の中にはございます。できるだけ、史実に基づいた教科書ができているものと認識しております。

○議長（安永 友行君） 藤升議員、あと2分ぐらいですので、蒸し返し等にならないように注意して質問をお願いします。

○議員（8番 藤升 正夫君） 研究者の間で云々のじゃないことも、この中には入れていくわけですよ、わざと。

ですから、教科書に書いてないことも含めて、子どもたちにどういう歴史を伝えたらいいのかということで、委員長には、今、ぜひ、今後、考えていただきたいと。

子どもたちに、間違っただけの歴史認識を持たせるようなことがあっていいか、よくないか。この点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 花崎教育委員長。

○教育委員長（花崎 訓恵君） 間違っただけの歴史認識を持たせることはよくないと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 間違っただけの歴史認識を持たせてはいけないというふうには考えておら

れるということで、一つは安心をしました。

ところで、先ほど、町長に対する一般質問等の中で、日本国憲法の成立の過程がございました。この日本国憲法の成立の過程で、この教科書には、GHQからの押しつけであるという趣旨の流れがにじみ出ております。

ところが、実際に、GHQが示した内容以外で、衆議院の特別委員会におきましては、生存権、第25条ですね。が新たに加えられ、また、教育の機関も、初等教育から普通教育へと延長もされているというふうに毎日新聞のこたしの5月5日の新聞には、このようにも報道されておりますし、さらに、GHQが出した案そのものは、当時のいろんな団体、政党が草案等を出しております。

それを参考にしておりまして、その内容には、GHQ内部で憲法改正の予備的研究を進めていたスタッフの強い関心を寄せたというふうに、同一の基準の中でも示されておりますから、単に、押しつけであるというような表現ですというのは、実際の憲法の成立の過程からして押しつけであるとはいうふうに読めないんですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 藤升議員、時間が超過しておりますので、この答弁を持って終了させていただきます。答弁しますか。花崎教育委員長。

○教育委員長（花崎 訓恵君） 今、判断できません。済いません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、時間がまいりましたので、これで質問を終わります。責任持って、いろいろやっていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、8番、藤升議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後0時12分散会
